

31. (Gno.80) 消費者契約法の比較法的研究

代表：宮下 修一

2017/02/15 (承認) 2017年度 (開始)

【研究の目的】

近時のグローバル化において、消費者取引はますます国境を越えてなされるようになり、同様に国際的な紛争も増加している。これに関連して、わが国の消費者契約法も、そのような傾向に対応して、規制枠組みの見直しについて継続して議論されているところである。そこで、本研究は、比較法的視点から多様な研究を行い、消費者契約法に関する基本的制度のあるべき姿を追求することを目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

今年度も、代表者の宮下が研究代表者を務める科研費プロジェクトと共催の形で国内研究会及び国際セミナーの開催を計画していたが、コロナ禍で国内の移動も制限され、かつ、海外から招聘が叶わず、また、オンラインでは十分な議論をすることも見込めないことから、開催を見送った。

本年度は、コロナ禍における対応が緩和されたことを受けて、韓国・台湾から研究者を招聘して国際セミナーを開催し、それに合わせて研究会も開催する予定である。